

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第12回）

日時：令和4年3月24日（木）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

- (1) （仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業【2回目】
- (2) （仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業【1回目】
- (3) （仮称）小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業【1回目】
- (4) （仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業【2回目】

2 その他

【審議資料】

- 資料1 「（仮称）渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答
- 資料2 「（仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見
- 資料3 「（仮称）小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見
- 資料4 「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答

<出席者>

会長 柳委員
第一部会長 齋藤委員
荒井委員
奥委員
玄委員
小林委員
高橋委員
堤委員
平林委員
水本委員
森川委員
横田委員

(12名)

木村政策調整担当部長

宮田アセスメント担当課長

「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|------|----|--|---|-------------------|
| 大気汚染 | 1 | <p>区長からの意見があったが、都民の意見は無かったということで、本当に意見が無かったのか、単に興味を持たれていないのか、そのあたりをお聞きしてみたい。</p> | <p>(回答) 都環境局より、評価書案に対する都民からの意見書は、提出されなかった旨、連絡を受けている。 評価書案の説明会では、A 街区 B 街区をつなぐデッキの形状、風環境、外構植栽の樹種、工事実施時期等に関する質問があった。 周辺地域の方々においては、本計画に対し、少なからず関心は持たれていると考える。</p> | 2/18 部会後 指摘 |
| 大気汚染 | 2 | <p>最後に見せていただいた B 街区の図面がとても美しかったので Web で検索したところ、B 街区のお隣に C 街区というものがあることがわかった。一連の計画のように見えるが、現地視察の時もその説明はなかったように思った。 少し説明していただいても良いように思うが、いかがか。</p> | <p>(回答) B 区の東側には、ご指摘の通り、C 街区が計画されている。 渋谷二丁目西地区は、法定再開発事業である本事業 (A・B 街区) と任意の共同建替事業である C 街区の 2 つの事業で構成されており、一体的なまちづくりを行うべく、デザイン面での連携・調整等を実施している。しかしながら、両者はあくまで別事業であり、事業者及び事業の実施場所(敷地)並びに整備時期(工事期間)等も異なるので、C 街区については、今回の環境影響評価に含んでおりません。</p> | 2/18 部会後 指摘 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|---|---|-------------------|
| 騒音・振動 | 1 | <p>【道路交通騒音について】 工事用車両による交通騒音の予測結果(表 7. 2-25 (p. 158))を見ると、No. 1、2 の 2 地点で、環境基準ぎりぎりになっている(現況でも環境基準ぎりぎり)。 工事用車両の交通量抑制や、その走行による騒音抑制に特段の措置が必要だと思う。現時点でどのような措置を考えているか。</p> | <p>(回答) 道路交通騒音については、ご質問のとおり現況においても環境基準と同程度の騒音レベルとなっている。 工事計画、工事用車両走行ルート等については、施工業者が決定していない中で作成しているので、施工業者が決定次第、本予測評価の結果を説明するとともに、下記に示す環境保全のための措置を実施し、工事用車両の発生を抑制し、周辺道路沿道の環境影響軽減に努めるよう申し伝える。 ・工事用車両が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努める。 ・公共交通機関を利用するよう指導する。</p> | 2/18 部会後 指摘 |
| 騒音・振動 | 2 | <p>【関連車両の道路交通騒音の評価について】 評価書案では、小型車が多いことを理由として(p. 138)関連車両による交通騒音が評価対象外となっている。しかし、関連車両の予想台数は3,820台/日と多く、かつ、現況でも交通騒音が環境基準を超過(p. 128 の表 7. 2-25)している特別区道第 872 号(No. 4、6)も走行ルートとして想定されている(p. 21 の図 5. 2-7)。関連車両による交通騒音も評価するべきではないか。</p> | <p>(回答) 評価書案 p. 138 に、ご指摘のとおり記載があるが、「本事業計画地は、東京都環境影響評価条例第 40 条第 4 項に規定する特定の地域内に位置することから、同条例に基づき、工事完了後の騒音・振動については、予測項目には選定していない。 評価書においては、同記載を削除させていただく。 なお、計画建築物の施設従事者に対しては、極力公共交通機関を使用するように要請するとともに、施設来訪者に対しては、施設ホームページやフロアガイド等に、公共交通機関の利用を促す旨を記載し、関連車両の低減に努める。</p> | 2/18 部会後 指摘 |

第一部会 審議資料

「（仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

| | |
|-----------|------|
| 都民からの意見書 | 75 件 |
| 関係区長からの意見 | 2 件 |
| 合 計 | 77 件 |

2 都民からの主な意見

(1) 大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場

・品川区に加え、すぐとなりの目黒区にも保育園は商店街近隣に多くあり、商店街の中は散歩コースにもなっている。

騒音や粉塵の子どもへの影響を懸念し、外遊びの機会が軽減するのではないか。

評価の指標に適合すると結論付けられていることから、調査が不十分だということ を明らかにしている。

学校の通学路としても子どもたちは商店街を利用し、工事車両等運搬で危険が増す中、評価の指針を「満足するもの」と考えると結論付けていることに対して納得はできない。

(2) 日影

・環境基準を満たしていれば良いのか。次々に建設される超高層マンションの日影が、複合で地域の気温を下げ、地域の明るさを奪っている。

・都立小山台高校をはじめとした近隣小学校・子ども施設への影響を懸念する。

日照確保が不十分だと発育等にも影響を及ぼすことを念頭におき、十分な調査をすべき。

・複合日影によって日影時間が増加し、影の重複が増加するが、複合日影図の記載がない。

- ・「平均」数値での評価をそのまま受け入れることはできない。毎日2時間は陽が射すといっても、日没直前の2時間と真昼の2時間とは全く意味が違う。

(3) 日影、史跡・文化財

- ・概要書 表 7.1-1 に史跡は無いことになっているが、当該計画地の真南、6mの道路を挟んで日蓮宗朗惺寺がある。境内には、第十三次満洲興安東京荏原郷開拓団殉難者慰霊碑、貞享2年(1685)に造られた区内で2番目に古い梵鐘がある。これほどまでの縁起を持つ寺院は史跡というべきであり、これが武蔵小山の歴史であり、後世に伝えるべき歴史財産である。事業者はこの町の歴史も知らないで再開発をしようとしている。

朗惺寺の境内には古木も茂り、この周辺の唯一の緑である。冬至どころか一年中日が当たらなくなり、今の緑は保てない。

(4) 風環境

- ・風害に関して。タワーマンションが既に2棟建設されており、猛烈なビル風が発生していることは、住民の多くが生活の中で実感している。更なる超高層マンション建設で悪化は明らかである。

現状、A及びBの風環境が計画建築物により変化することは、駅前再開発の影響で風害による脅威を感じている住民にとって恐怖しかない。それを「維持される」と結論付けるのも納得できず、風環境に関しては特に十分な調査が必要。現在の調査結果では不十分である。

- ・突出した激風は年間平均では数値として出ない。暴風だけではなく暴風雨もあり、実態はもっと複雑である。現状と比べての変化、最も影響が大きい場合の数値が明らかでないならば、評価のしようがない。

- ・風洞実験の結果は、実態を表してはいない。なぜなら、風洞実験の数字は平均風速であり、体感するのは瞬間風速であり、異常気象が増加している中、突風など被害を受ける強い風の割合が今後どのように変化するのか？平均風速が、基準以下なので良好な環境といわれても到底理解できない。

- ・防風林は海風のような横風に対して一面に壁状に植えることで有効であり、ビル風は上から下への吹き下ろし・吹上げの縦方向の流れであり有効ではない。

庇も役に立たない。2020年完成の住友不動産のタワーマンション、ザモールのところにあるような庇のことであろうが、ザモールはいつもビル風、つむじ風が吹いている。

・上空の風向風速調査地点及び観測期間は調査期間が1997年から2006年（10年間）と書かれている。始まりは今から24年前の10年というとても古いデータである。新しい観測地点に於いてデータは蓄積されており、最近のデータを使用することに何の問題はないはずである。

このことから、10年前のデータを使用する理由無く、昔々の長期間のデータ蓄積は陳腐化していると考えられ、どうしても都合のよい古いデータに固執したとしか思えない。

近年のデータでは風が強くなっているのではないか。

（5）景観

・景観にしても、説明会で、公園や街路からの予想景観図が示されたが、住民にとっては、それが毎日の変わらない風景として出現するという点で全く異質のものであり、これを以ての評価はあまりに無理がある。

・現在すでにある航空法ギリギリの高さ145mの超高層マンション2棟には圧迫感を感じている。

さらに第2地区と併せ複数超高層が建つ計画があるとわかり、近隣住民にとって圧迫感と威圧感で「にぎわい」は感じられなくなる。

（6）その他（全般）

・評価書案の前提で用いられている数値は平成20年代のものが多く、今後恒久的に建設が目論まれている超高層建造物建設計画にあたって使用するの是不適当である。令和になってからのものについてはコロナ禍の最中であり、数値として使えないものである。

3 関係区長からの意見

【品川区長】

（1）環境全般

・工事施工前、工事施工中および供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、理解と協力が得られるよう最大限努力してください。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応してください。

（2）騒音・振動

・騒音・振動の予測値が規制基準値に近い作業があるので、関係法令の基準を遵

守するとともに、低騒音・低振動型の建設機械・工法の採用を図り、騒音・振動の低減に努めてください。

- ・夜間を含めた作業期間や時間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮してください。

(3) その他

- ・区内において調査等を実施する際には、当区の所管部門と連携し、事前に十分な住民説明を実施してください。また、本再開発事業の事業化に関しては、引き続き関係機関と連携し調整するよう努めてください。

【目黒区長】

(1) 騒音・振動

- ・小山台高校北の工事車両の搬出入経路において、一部狭い道路を通行するため、近隣に対する騒音振動については留意されたい。
- ・ピーク日には200台以上の工事用大型車が入り出りする事から、コンクリートポンプ車の道路上での待機等に伴う騒音振動について留意されたい。

(2) 生物・生態系

- ・「目黒区生物多様性地域戦略」では、都立林試の森公園を含めた周辺を「めぐろの森」の一つである「下目黒不動の森」のとして位置付けている。「めぐろの森」は、区外からのいきものの導入と、地域のいきものの供給等の機能を持つ、核となる緑地が広がる一帯としている。また、近傍には朗惺寺等の緑地も存在する。
- ・環境影響評価項目の選定において、「公園等の小規模な緑地が点在するものの、現存する動植物は市街地で普通に見られるもの」（環境影響評価書案-第1地区-46 ページ）、「緑は街路樹や住宅内等の植栽程度であり、良好な生物の生息、生育環境は分布していない」（環境影響評価書案-第2地区-47 ページ）」と記載があるが、動植物（特に飛翔する動物）調査等の実施を含め、生物多様性に配慮した計画とすること。

(3) 日影

- ・短時間ではあるが、目黒区内に日影を生じさせる計画となっている。法律的に問題があるわけではないが、区民から要望などがあれば、丁寧に説明して理解を得るようにしてほしい。

(4) 風環境

- ・目黒区内にも建物による風の影響が起こる可能性がある。区民から要望などがあれば、丁寧な説明と対応をお願いしたい。

(5) 景観

- ・緑化景観の部分では、単に量的なみどりの確保だけでなく、生物多様性に配慮し、質を高める視点を導入すること。

(6) 自然との触れ合い活動の場

- ・生物多様性に配慮した自然との触れ合い活動の場とすること。

(7) その他

- ・武蔵小山駅周辺地区において、自転車放置禁止区域を指定してあり、再開発事業に係る路上放置が発生しないよう、駐輪場整備を行われたい。
- ・工事中をはじめ完了後において、目黒区道に車両が通行する場合、警察署の指導のもと十分な対策を講じられたい。
- ・資機材等の搬出入にあたり、道路法 47 条に基づく手続きを適正に行われたい。
- ・工事に伴い、道路を汚損しないよう措置を講ずること。

第一部会 審議資料

「（仮称）小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

| | |
|-----------|------|
| 都民からの意見書 | 85 件 |
| 関係区長からの意見 | 2 件 |
| 合 計 | 87 件 |

2 都民からの主な意見

（1）大気汚染、騒音・振動

・道路を拡幅する予定であることに記載が無い。当該建物の建設中には工事車両の進入、完成後は駐車場入り口になるが、このような重要な事実の記載が無い。他の地点と比べても尤も大気状況の悪化が懸念される地点である。ここに 8m 幅の道路ができた場合には静寂な環境であるべき第一種住宅地域に排気ガス及騒音の問題が生じることは必至である。

（2）日影

・次々に建設される超高層マンションの日影が、複合で地域の気温を下げ、地域の明るさを奪っている。さらに日影を生む再開発には反対である。

・日影図の説明は全く理解できない。環境基準を満たしていれば良いのか。高層建築物による複合日影は、遠く離れた地域の気温を下げ明るさを奪い大問題であり反対である。

- ・日影について小山台高校をはじめとした学校・子ども施設への影響を懸念する。
- ・隣接して 2019 年竣工の 41 階建、2020 年竣工 41 階建ての既に 2 棟があり、これに（仮称）小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業の建築物となるとその複合日影こそが実態であり、周辺の住環境は劣悪な条件となることは必至である。

（3）風環境

・風害は、現状発生している。更なる超高層マンション建設で悪化は明らかである。

植栽等の対策では不十分であり反対する。

- ・完了している武蔵小山駅前再開発の影響で、すでに風害の影響を受けている。風環境評価の中で建設後・対策後の領域B地点が増えることを「著しい影響を与えない」と判断することが理解し難い。

- ・お客様がビル風で転倒するような街作りには賛成致しかねる。

- ・超高層の街になるとビル風が心配である。

- ・風洞実験の数字は平均風速であり 体感するのは瞬間風速であり、異常気象が増加している中、突風など被害を受ける強い風の割合が今後どのように変化するのか？植栽とひさしを設ける程度の対策では、風環境が悪化するのとは明らかであり反対する。

- ・上空の風向風速調査地点及び観測期間は調査期間が1997年から2006年(10年間)と書かれている。データの始期は今から24年前からの10年というとても古いデータである。

10年前のデータを用いた場合には影響力の少ない数値になる可能性が高く、評価の信憑性の無いことの理由である。

- ・植木を敷地内に植えたところで全く効果はないばかりか、強風で折れたり倒れたりすれば却って危険である。

(4) 景観

- ・圧迫感がすでにある中で、さらに超高層ビルを建てるべきではない。圧迫感の軽減には、超高層化を避けること以外になく、調査が不十分だと考える。

- ・評価書に掲載されている写真をもとに、改めて現地で写真を撮ったところ、わざと建物の陰になるところからの撮影、天空が開けるようになりかなり仰角で撮影、撮影地点としている。

(5) 史跡・文化財

- ・概要書、その他の評価書を見ても史跡は無いことになっている。しかし当該計画地の真北、6mの道路を挟んで日蓮宗朗惺寺がある。境内には、貞享2年(1685)に造られた区内で2番目に古い梵鐘がある。これほどまでの縁起を持つ寺院は史跡というべきであり、これが武蔵小山の歴史であり、後世に伝えるべき歴史財産である。この2年間はコロナ禍で開催されていないが、60年以上前から朗惺寺の境内では毎年節分会が行われている。近所の子供や高齢者たちにとって楽しみ場であり、日本の伝統・慣習・地域風俗の学びの場である。

・朗愷寺の境内には古木も茂り、この周辺の唯一の緑である。この真南に北街区と南街区の 40 階建て、そして南西に別途（仮称）小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業の 40 階建てば冬至どころか一年中日が当たらなくなり、今の緑は保てない。これは回復不可能なまでの自然の破壊行為である。そもそも自然とは植物に限らず、天空の空、星や月等の天体も含まれると思うが、空を阻む高層建築物、高層階の住居の明かりや不要な街路灯により、現在これらを観測する自然との触れ合いも奪われる。

(6) 自然との触れ合い活動の場

・植栽も屋上緑化は自然ではなく人工である。また、日影図で示す通り常時日が当たらない場所で、植栽も育たない。雲や日差しや天空を感じることは、夜は無駄な街路灯を消して月や星を見る方がよっぽど自然と触れ合うことになる。

・自然との触れ合い活動について、保育園が近くにあり散歩コースにもなっている。騒音や粉塵の子どもへの影響を懸念し外遊びの機会が軽減するのではないかと懸念する。

(7) 廃棄物

・小山三丁目第 2 地区第一種市街地再開発事業では 990 戸を予定しているが、1 戸 3 人で満室になったとシミュレーションすれば、2,970 人となる。評価書記載の 2,200 人であれば、 $(2,200 \div 3 = 733 \text{ 戸}, 733 \div 990 = 74\%)$ 990 戸の 74%の戸数の 733 戸、40 階建ての 74%の 29 階建てで十分だということである。2,200 人を上回れば、廃棄物はオーバフローとなるだろう。その他のインフラも供給不足になる。

(8) 温室効果ガス

・今や鉄筋コンクリート造りの超高層建築物は CO₂ ばかり排出する厄介者である。森林サイクルにも貢献するより優れた素材があるのだから、これから建築するものは、環境を優先したものでなければならない。

・CO₂ の排出量も計算し予想値を明記するのはこの 2021 年においては必須であり、削減の基準を守れない事業については東京都は指導すべき立場にある。CO₂ を大量発生させる事業はもはや時代にそぐわないものとして計画の見直し、白紙撤回をすべきである。

(9) その他（全般）

・評価書案の前提で用いられている数値は平成 20 年代のものが多く、今後恒久的に建設が目論まれている超高層建造物建設計画にあたって使用するのは不適當で

ある。令和になってからのものについてはコロナ禍の最中であり、数値として使えないものである。

・緊急事態宣言及び蔓延防止重点措置期間中は不要不急の外出・移動の自粛要請をされていた時期であり、極めて交通量が少なかった時期である。この時点の交通量や大気を基準として、予測値を加算しても、もともとの数値が平時に比べ著しく低いいため、結果としては基準値を下回るように見える。平時を基準とすべきである。

3 関係区長からの意見

【品川区長】

(1) 環境全般

・工事施工前、工事施工中および供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、理解と協力が得られるよう最大限努力してください。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応してください。

(2) 騒音・振動

・関係法令の基準を遵守するとともに、低騒音・低振動型の建設機械・工法の採用を図り、騒音・振動の低減に努めてください。
・夜間を含めた作業期間や時間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮してください。
・低層部屋上に設置予定の設備機器の稼働音に関して、施工中に設置位置などの変更が生じた場合は再度規制基準を超過しないか調査・検討してください。

(3) その他

・区内において調査等を実施する際には、当区の所管部門と連携し、事前に十分な住民説明を実施してください。また、本再開発事業の事業化に関しては、引き続き関係機関と連携し調整するよう努めてください。

【目黒区長】

(1) 騒音・振動

・小山台高校北の工事車両の搬出入経路において、一部狭い道路を通行するため、近隣に対する騒音振動については留意されたい。
・ピーク日には200台以上の工事用大型車が入り出すことから、コンクリートポンプ車の道路上での待機等に伴う騒音振動について留意されたい。

(2) 生物・生態系

- ・「目黒区生物多様性地域戦略」では、都立林試の森公園を含めた周辺を「めぐろの森」の一つである「下目黒不動の森」として位置付けている。「めぐろの森」は、区外からのいきものの導入と、地域のいきものの供給等の機能を持つ、核となる緑地が広がる一帯としている。また、近傍には朗惺寺等の緑地も存在する。
- ・環境影響評価項目の選定において、「公園等の小規模な緑地が点在するものの、現存する動植物は市街地で普通に見られるもの」（環境影響評価書案-第1地区-46 ページ）、「緑は街路樹や住宅内等の植栽程度であり、良好な生物の生息、生育環境は分布していない」（環境影響評価書案-第2地区-47 ページ）」と記載があるが、動植物（特に飛翔する動物）調査等の実施を含め、生物多様性に配慮した計画とすること。

(3) 日影

- ・短時間ではあるが、目黒区内に日影を生じさせる計画となっている。法律的に問題があるわけではないが、区民から要望などがあれば、丁寧に説明して理解を得るようにしてほしい。

(4) 風環境

- ・目黒区内にも建物による風の影響が起こる可能性がある。区民から要望などがあれば、丁寧な説明と対応をお願いしたい。

(5) 景観

- ・緑化景観の部分では、単に量的なみどりの確保だけでなく、生物多様性に配慮し、質を高める視点を導入すること。

(6) 自然との触れ合い活動の場

- ・生物多様性に配慮した自然との触れ合い活動の場とすること。

(7) その他

- ・武蔵小山駅周辺地区において、自転車放置禁止区域を指定してあり、再開発事業に係る路上放置が発生しないよう、駐輪場整備を行われたい。
- ・工事中をはじめ完了後において、目黒区道に車両が通行する場合、警察署の指導のもと十分な対策を講じられたい。
- ・資機材等の搬出入にあたり、道路法 47 条に基づく手続きを適正に行われたい。
- ・工事に伴い、道路を汚損しないよう措置を講ずること。

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
第1回部会審議質疑応答

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|--|---|--------------------|
| 大気汚染 | 1 | <p>評価書案 p. 24 の歩行者動線(デッキレベル)がどういったものか現地視察で確認できなかったが、熱源施設の煙突と、デッキの高さ方向の位置関係について、高さ等もう少し詳しく教えてもらいたい。</p> <p>熱源 No. 2 の煙突が、比較的いちよう並木に近いところにありそうだが、高さ方向の位置関係を教えて欲しい。</p> | <p>(回答)</p> <p>デッキの高さについては概ね10m程度の高さで計画している。今後の計画の進捗に合わせ高さ、配置に関しては精査することになるが、熱源施設の排出口高さはラグビー場棟 50m、複合棟 B80m、野球場棟 40m、事務所棟 24m となっている。</p> | 2/18 部会後 指摘 |
| 騒音・振動 | 1 | <p>コンサート等で使う想定に対する懸念が出ていると思うが、事前の物販や、事後の退場時間等、実際のライブ時間とは別の、長い時間で予測するとよりよいと思う。</p> | <p>ライブ等騒音については、事業者も認識しており、今後の運用の検討と思っている。</p> | 2/18 部会にて 回答 |
| 騒音・振動 | 2 | <p>供用後の騒音について、スタジアム高さでの騒音を評価しなかった理由として「スタジアムから都道を介して隔離が確保されているため」と記述されているが(p. 179)、根拠が薄いように思える。地上 1.2 m では回折による減衰が見込まれるが、予測地点(スタジアムから 80m)で 55 dB と、環境基準ぎりぎりになっている(p. 224)。スタジアム高さであれば回折による減衰の程度が地上 1.2 m よりも小さくなるはずなので、スタジアム高さと同じ高さの住居では、環境基準を超える騒音になる可能性がある。スタジアム高さでも騒音を評価するべきではないか。</p> | <p>(回答)</p> <p>施設供用に伴う騒音については、予測の根拠を評価書に掲載するとともに、スタジアム高さでの騒音予測についても実施します。</p> | 2/18 部会後 指摘 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------|-----------|---|--|--------------------|
| 騒音・振動 | 2 (続き) | 供用後の騒音の予測式として「騒音の伝搬理論式を用いた」とだけ記述されている(p. 199)。交通騒音や建設騒音の場合には具体的な式の出所を記述しているのと比較して、簡潔過ぎるように思う。評価の客観性を確保するという点から、予測式そのもの、あるいはその出所を具体的に記述して、根拠を明確に示した方が良いのではないか。 | (回答) 施設供用に伴う騒音については、スタジアム客席上に面音源を配置し、観客からの騒音レベルを設定した上でスタジアム外壁の影響における回折減衰を考慮し距離減衰式を用いて予測を行った。予測式等の根拠を評価書に掲載します。 | 2/18 部会後 指摘 |
| 騒音・振動 | 3 | 道路交通騒音について、騒音の現地調査の結果(表 8.2-7 (p. 165))を見ると、青山通り(No. 5、7)の昼間又は夜間で、現況でも環境基準ぎりぎり又は超過している。青山通り沿道には医療施設も多いため、工事用車両・関連車両の走行による騒音抑制に特段の措置が必要だと思う。現時点でどのような措置を考えているか。 | (回答) 今後工事の施行者との調整になるが、工事行程を精査し工事車両台数を可能な限り平準化することにより、ピーク時の台数を低減することや、資材の搬出入に際しては走行ルートの変更、安全走行等の徹底により、騒音の低減に努めることを考えている。 | 2/18 部会後 指摘 |
| 生物・生態系 | 1 | 319 ページの緑の量の変化について、緑被率は現況を若干上回る。一方、緑の体積は現況をかなり下回る結果になるとの変化が、表 8.6-31 に定量的に示されているが、単に量的だけではなく、質的にも大きく変わることに伴い、動物種への影響も出てくると考えられる。量の変化だけを踏まえて、影響の程度が小さいと予測する結論でいいのか非常に疑問に思う。 評価書段階では質的な評価もはっきりして欲しい。 | どの生物を対象に緑を保存するのか、何をもって生育環境が保存されるのかについては、量だけではなく既存の樹木の樹種あるいは樹群に配慮して新しい植栽計画をつくるということを定性的に評価書案に書いている。 今後、評価書に、量だけではなくて質に配慮した緑を残していくことをもう少し詳しく追記していこうと思う。 (回答補足) 計画地周辺に残存する緑地の構成種を中心に適正な植栽基盤の確保、植栽を行い、動植物の生息、生育環境に配慮した緑地計画により新たな緑地を創出することについて、補足説明を加える。また、生態系の構成要素である中位消費者が現地調査で確認されていることから、これらの生息環境に配慮することなどを記載したうえで評価したい。 | 2/18 部会にて 回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------|-----------|---|--|----------------|
| 生物・生態系 | 1 (続き) | 317 ページの最後の行「保存樹木に配慮する計画」、321 ページの第 2 段落目の 2 行目「動物の生息に配慮した植栽計画」について、具体的な意味、その詳細な中身を示して欲しい。 | 保存する樹木に影響する環境要素、例えば日陰等にも配慮しながら、今後検討していくという意味であり、もう少し詳しく説明するように記載を直す。 (回答補足) 調査計画書段階における意見等を受け、並木東側の建物計画を取りやめることにより保存樹木を含む緑地を保全し、動物の生息にも配慮する計画とした経緯もある。 またいちょう並木と野球場の隔離については、現在いちょう並木沿いにあるクラブハウス横の店舗よりも野球場の壁面を後退する計画としている。 | 2/18 部会にて回答 |
| 生物・生態系 | 2 | 319 ページの表 8.6-31 によれば、植栽樹の屋上緑化の割合が大きく、地上部だけでカウントすると緑被率は減少する。既存緑地の割合の変化は数値として半減以下になっており、地上部でどこが影響を受けるのかが非常に重要だが、306 ページと 320 ページの図を対比したときに、地上部でどう緑が減るのか分かりにくい。 | 320 ページの図の凡例に「屋上緑化」と表記はあるが、緑が何色も使われており、分かりづらいかもしれないので、凡例と併せて、ぱっと見分かるような色で示していきたい。 (回答補足) 306 ページと 320 ページの図を対比した時分かりやすいように、地上部の緑を緑系色、屋上緑化を別系の色とするなど緑化の図等表記方法を工夫していきたい。 | 2/18 部会にて回答 |
| | | 樹木の健全度、活力度の調査結果も併せて見たい。どこを見れば分かるのか教えて欲しい。 活力度について、特に、移植に関わりそうな樹木はどこにあるのかが非常に重要。現状の緑地分布は固まりになっており、樹木が表現されていない。計画同様に、樹木単位で点を落とすよう整理して欲しい。 | 活力度については、どの部分の木がどの活力度かというのは、評価書案では示していない。全体として 1,000 本を超えるような樹木、一本一本の木で活力度は違ってくるので、表記の仕方は検討したい。 (回答補足) 今後さらなる詳細調査を行い既存樹木の扱いが確定した上で表記することを考えている。 | 2/18 部会にて回答 |
| 日影 | 1 | 320 ページ、340 ページを見ると、敷地内で東側の並木のところは 2 時間くらいの日陰がある。 植物の関係者と検討し、日照の関係も考察の上で移植や植栽を考えて欲しい。 | (回答) ご指摘の通り樹木医などの専門家と日影の影響も考慮し移植や植栽の場所等について検討を行う。 | 2/18 部会にて指摘 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|---|---|----------------|
| 風環境 | 1 | 383 ページの図には、計画地内部の風速ベクトル比の表示がないが、記載して欲しい。これまでは周辺地域への配慮が大事だということをやってきているが、今回は、内部にもたくさん人が居て利用する場なので、内部と外部の風環境をしっかりと保全して欲しい。 | (回答) 計画地内部の風速ベクトル比については図に表記する。 | 2/18 部会にて指摘 |
| | | 風速ベクトル比を見ると、北北西と南西の風向が描かれているのは、卓越風向は2つの風向があったという理解でよいか。 | 北北西と南西の風は東京における卓越風として、この2方向を記載した。 | 2/18 部会にて回答 |
| 風環境 | 2 | 385 ページの「環境保全のための措置」、「(1) 予測に反映した措置」に「計画建物の形状及び配置に配慮した。」とあるが、具体的にどのように考慮しているか、できる範囲で詳細に記載して欲しい。 | (回答) 複合棟A、複合棟B、事務所棟の高層建築物については、主風向である北北西からの風を受ける面を可能な範囲で小さくしダウングローとなるビル風の低減に努めるなど、形状、配置に配慮した。 | 2/18 部会にて指摘 |
| 景観 | 1 | 4列のいちょう並木に関する都民の意見がとて多く、非常に親しみのある景観だと思う。絵画館側からや、道を歩きながらの眺望等、もう少し色々なイメージが持てるようなものがあるとよい。 | 評価書案に記載のとおり、青山通りの交差点から絵画館へ至る4列のいちょう並木は残していくのが大前提。パースかモンタージュかは分からないが、どういったものが載せられるか検討していく。 (回答補足) 4列いちょう並木については重要な場所だと認識している。追加のイメージを評価書へ掲載する。 | 2/18 部会にて回答 |
| | | いちょう並木の景観について、パースもしくはモンタージュを具体的に提示する予定は、いつ頃を考えているのか。 | 401 ページのモンタージュ以外のアングルについては、建物のボリュームや、パースの場合はファサードのデザイン等も入れなければならない。決まっていないものを入れるのは難しいと思うが、どういったものが載せられるのか検討して載せていこうとは思う。 (回答補足) 掲載内容を検討したうえで評価書へ掲載する。 | 2/18 部会にて回答 |
| 景観 | 2 | 現在の伊藤忠商事本社ビルの高さ、複合棟Aが建つ場所に現在ある事務所やクラブハウスの高さは何メートルか。 複合等棟Aの南側に住む人からすると、目の前にかなり大きな、壁のような建物が建つ印象になるのだと思う。 | 現在青山通りに建っている事務所ビルの高さは約90mである。複合棟Aについて、現状その場所はラグビー場やクラブハウスが建っており、ラグビー場は恐らく高さ数十メートル、クラブハウスは確か2階建てか3階建ての低層の建物である。 | 2/18 部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|----|----|---|---|----------------|
| 景観 | 3 | <p>401 ページの青山二丁目交差点からいちょう並木への景観の影響を見るに、野球場の壁面は並木方向に並行に延びていくはずだが、煙突状に見えてしまうのは、フォトモンタージュ上の間違いがあるのではないか。</p> <p>都民意見にもあるように、いちょうと野球場の離隔距離が非常に重要。メンテナンスで樹冠に影響が出ると問題で利用者にも影響が大きい。利用者目線で影響が見てとれるよう、多様な手段を用いて景観を再現して欲しい。</p> | <p>モンタージュでは防球ネットの部分は示されていないが、一部、支柱の部分を示している。手前の支柱は少し大きい形になっており、これよりも細いものが並んでいくと思う。</p> <p>(回答補足)</p> <p>可能な限りいちょうの樹冠に配慮し野球場の壁面配置やメンテナンス時の運用を検討する。</p> <p>離隔距離については現在いちょう並木沿いにある店舗よりも野球場の壁面は敷地境界から約 8m 程度後退する計画としている。</p> <p>景観の再現については追加の資料を評価書に掲載する。</p> | 2/18 部会にて回答 |
| | | <p>いちょう並木と野球場の壁面、ネットの高さについて、支柱を 1 本手前側のものを描いているということだが、将来どういうふうになりそうか不透明だったとしても、ある程度、最悪の状況を考えながら評価するのが環境影響評価である。支柱 1 本描くのではなく、ネットの状況等を踏まえて示して欲しい。</p> <p>色々なことを配慮しているとは思いますが、伝わらないと意味がないので、できるだけ具体的に示して欲しい。</p> | <p>ネットは壁ではなく透過性があり、モンタージュで表すのは難しい。どのように表すか検討する。</p> <p>(回答補足)</p> <p>モンタージュ上でどのように表現するか検討したうえで評価書へ反映する。</p> | 2/18 部会にて回答 |
| 景観 | 4 | <p>409 ページのモンタージュは、建物が樹木の後ろ側にあるのではないか。樹木の奥に建物が建っていることになるのなら、それが分かるように描いて欲しい。</p> <p>403 ページで、実際存在しているが、見えないところは 1 つの色で表しているように、見える場合も 1 つの色で表現すると分かりやすいと思う。</p> | <p>樹木の向こう側にビルなどがあるが、もしも樹木がなかった場合、この大きさで、こちらの方向にこの形で見えるということを表現している。</p> <p>見えないところは緑色で描いているが、計画建物が分かるように注意書きを付すか、旗印を立てる等工夫して記載する。</p> | 2/18 部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------------|----|--|--|-------------------|
| 史跡・文化財 | 1 | 埋蔵文化財に関して、現在はテニスコート等グラウンド的に使っており、前は練兵場だったので、通常のビル等よりも非常によく残っている可能性が高いと思われる。即ち、時間がかかる可能性があるため、協議はできる限り事前に十全にされるようにして欲しいが、既に新宿区及び港区教育委員会との協議には入っているか。 | 既にやり取りをしている。 | 2/18 部会にて回答 |
| 自然との触れ合い活動の場 | 1 | 外苑の緑地は明治期からの東京の緑地計画の重要な緑地帯であり、いちよう並木以外でも森林浴や自然観察等の利用が見られる。 移植についても、木を移せばいいという問題ではない。ぜひ、この地域の自然と人の歴史性も踏まえた評価、配慮をして欲しい。 | 承知した。ただ単に移植ではなく、その土地の環境、歴史性、昔の計画図等にも鑑みながら、どのような新しいアメニティーをつくるのか、評価書に記載する。 (回答補足) 多くの方に訪れて戴き、ゆっくり散策して戴きたいという創建の趣旨や歴史性も踏まえ神宮外苑に関する既存資料の調査結果を補完するなど行った上で再評価し評価書に記載します。 | 2/18 部会にて回答 |
| 廃棄物 | 1 | 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022年4月1日に施行することを踏まえ、「工事の完了後」に飲食店等で発生するプラスチックごみに対する排出抑制は今後、いままで以上に高い意識を持った取り組みが必要と言えらる。ワンウェイプラスチックの使用削減、テイクアウト後のポイ捨てを抑制する取り組みをテナント等へ求めるような啓蒙活動は事業者としての重要な役割になり得る。 本案件の対象にはスポーツ施設も含まれているため、使い捨て容器の利用も考えられる。従前の3Rに関する取り組みに加え、紙・バイオマスプラスチック等の再生可能資源への切り替え(Renewable)等、より高度なプラスチック資源循環の野心的な展開を期待する。 | (回答) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応については、施設の運用に伴い今後の検討になるが、同法律の趣旨を鑑み運営していく予定です。 | 2/18 部会後 指摘 |
| その他 | 1 | スポーツをする人にとっては、この地域は大変思い入れのある場所の可能性が有る。この地域の記憶をとどめるような措置を考えているかききたい。 | 現時点で何か具体的な施設として検討しているわけではないが、今後、検討していきたい。対応があった場合には、事後調査報告書に載せ、審議会にも報告される。 | 2/18 部会にて回答 |